

道 路 整 備

1 道路の沿革と現況

本市の道路は、軍都計画の一環である神奈川県「相模原都市建設土地区画整理事業」に基づき整備されたものが礎となっている。昭和14年から25年までの間に、造兵廠から上溝をつなぐ道を縦の幹線(現在の都市計画道路市役所前通り線)、府県道横浜～中野線を横の幹線(現在の国道16号)及び500mおきに幹線を整備するという計画により、幅員4mから40mの742路線、延長356.4kmの道路根幹が形成されたが、その他の地域は、幅員の狭い未整備の道路がほとんどであった。

その後、昭和33年、首都圏整備法による市街地開発区域に指定され、首都圏のベッドタウンとして急激な人口及び交通量の増大を見るに至り、市民生活に直結した道路の整備が叫ばれ始めた。

市としては、その要請に応えるべく、市道の新設・改良・舗装等を重点施策として整備を進め、昭和45年には総延長1,368km、舗装率21.8%となった。その後、着々と整備を進めてきた結果、平成26年度末現在、総延長2,159km、舗装率85.0%となっている。なお、平成22年4月の政令指定都市への移行に伴い、指定区間を除く国道及び県道の管理が移管されたため、市が管理する道路の総延長は2,401kmとなっている。

道路の現況

(平成27年3月31日現在)

	高速国道	指定区間国道	指定区間外国道	主要地方道	一般県道	市 道
路線数	1	3	3	11	20	10,515
延長(m)	9,900	37,890	51,561	84,420	105,849	2,159,715

2 幹線道路の整備

都心からの放射状道路を結ぶ環状道路である「首都圏中央連絡自動車道(圏央道)」は、平成27年3月29日の相模原ICの完成により、さがみ縦貫道路と呼ばれる県内区間全線が開通した。広域的な幹線道路のネットワークの形成により、産業経済の活性化や市民の生活圏の拡大、災害時の支援ルートの確保などの整備効果が現れるとともに、市内の幹線道路等の交通状況が変化してきている。

市内の幹線道路については、道路ネットワークの充実に向け「相模原市新道路整備計画」を策定し、本市の骨格をなす幹線道路網をはじめとした道路事業全体の計画的執行、財源の効率的運用、事業の客観性の確保を図っている。

圏央道に接続する津久井広域道路については、相模原ICの開通に併せて供用を開始し、相模原愛川ICのアクセス道路である県道52号(相模原町田)の4車線化に向けた取組を進めている。また、都市計画道路等その他の幹線道路については、市内の拠点間を結ぶ幹線道路のネットワークを構築するため、計画的、重点的な整備を進めている。

今後については、圏央道全線開通による市内交通の影響を的確に把握するため、市内の交通状況の変化に注視するとともに、新たなまちづくりの進展や交通需要の動向を勘案しながら、必要な対応について検討を進める。

都市計画道路の整備状況

(平成27年3月31日現在)

路線数	総延長	改良済延長	改良率
72路線	178,270m	132,681m	74.4%

都市計画道路の平成 26 年度整備箇所

番号	路線名	代表幅員	計画延長	H26 改良延長	改良総延長	改良率
3・3・1	城山津久井線	22m	4,500m	1,240m	1,240m	27.6%
3・3・101	城山津久井線	22m	2,160m	1,310m	2,160m	100.0%
3・4・17	相原大沢線	17m	1,320m	111m	775m	58.7%

都市計画道路の平成 26 年度事業実施路線における用地取得状況

番号	路線名	代表幅員	全体延長	計画延長	計画用地取得面積	用地取得済み面積	取得率
3・3・1	城山津久井線	22m	4,500m	2,380m	123,330 m ²	123,310 m ²	99.9%
	360m			8,921 m ²	7,796 m ²	87.4%	
3・3・4	橋本大通り線	25m	970m	470m	6,991 m ²	1,553 m ²	22.2%
3・4・6	宮上横山線	18m	4,440m	670m	9,293 m ²	5,965 m ²	64.2%
3・4・17	相原大沢線(4工区)	17m	1,320m	160m	1,939 m ²	724 m ²	37.3%
3・4・18	相原城山線	17.5m	2,160m	1,210m	16,765 m ²	16,727 m ²	99.8%
3・4・21	大山氷川線	18m	840m	840m	2,891 m ²	2,891 m ²	100.0%
3・5・7	相原宮下線(2工区)	15m	5,240m	160m	2,478 m ²	2,452 m ²	99.0%
3・6・5	淵野辺駅山王線	11m	1,010m	360m	1,848 m ²	1,665 m ²	90.1%

3 人にやさしいみちづくり

地域特性に応じた街路樹の整備、歩道の透水性舗装の推進など、自然環境との調和や都市景観に配慮した道路整備を進めるとともに、中心市街地や公共施設の集中する地区でのバリアフリー化など、人にやさしいみちづくりを進めている。特に、相模大野駅及び橋本駅など鉄道駅を中心に重点整備地区を定めており、これらの地区をはじめ、公共施設の周辺や新たな整備において、障害者誘導ブロックの整備や歩道の段差の解消、歩行空間のバリアフリー化を進めている。

また、環境負荷の低減や健康保持の観点から自転車の利用が増加しているため、より安全に安心して通行できる自転車通行環境の整備に取り組むとともに、通学路の交通安全の確保を図るため、国道 129 号塩田原交差点の立体横断施設整備事業等を進めている。

国道（指定区間を除く。）、県道及び市道の街路樹は平成 26 年度末で、高木が 12,200 本、中低木が約 12,500 本、寄植が約 114,000 m²植えられている。

指定区間国道の国道 16 号では、交通の円滑化や歩行者の安全性向上の観点から橋本駅南入口交差点の横断地下道の整備や、歩行者の安全確保と自転車通行環境の向上を図るための自転車道の整備が進められており、国道 20 号では、歩道の設置などの交通安全対策が進められている。

4 身近な生活道路の整備

市街地の交通機能の充実や安全な生活環境の確保を図るため、市民生活の交通機能を担う区画道路、区画道路から幹線道路へと導く地区集散道路などの整備を進めている。

また、道路環境の改善や防災機能の強化などを目指し、狭あい道路の拡幅整備も行っている。

地区集散道路の平成 26 年度事業実施路線における用地取得状況

路線名	代表幅員	計画延長	計画面積	取得済み面積	取得率
市道相原大島（相原工区第 2 期）	12m	310m	1,337 m ²	1,337 m ²	100.0%

5 渋滞ボトルネック対策

「相模原市新道路整備計画」に基づき道路改良を進めているが、依然として、幹線道路においては、特定の時間帯・時期・方向に交通渋滞が発生している区間があり、バス交通の定時制・速達性の低下や生活道路への通過車両の進入による交通安全上の課題等市民生活への影響が懸念されている。そのため、交差点の改良事業、鉄道等との立体交差事業等を進めている。

(1) 交差点の整備・改良

恒常的な渋滞を引き起こしている交差点については右折レーンの設置等の整備を進め、交通安全上危険な交差点については形状の改善等を進めている。

〔事業推進中〕

・二本松交差点 ・上中ノ原交差点 ・鶴野森旧道交差点

(2) 立体交差の整備

幹線道路と鉄道などが交差する渋滞箇所等において、立体交差化を検討、整備を進めている。首都圏中央連絡自動車道(圏央道)へのアクセス道路となる、県道52号(相模原町田)とJR相模線(原当麻第一踏切)の立体交差事業を進めている。

6 災害に強い都市基盤の整備

安全で快適な通行空間の確保、都市災害の防止、情報通信ネットワークの信頼性の向上、都市環境の向上を図り、質の高い都市基盤整備を進めるため、計画的に電線類地中化事業を進めている。

電線類地中化整備の状況

(平成27年3月31日現在)

	国 道	県 道	市 道
路 線 数	2 路線	8 路線	30 路線
整備延長	22,354m	8,908m	11,775m

道 路 管 理 ・ 補 修

1 道路管理の充実

道路の適正かつ効率的な管理を行うため、都市基準点の整備や道路境界の確定などにより道路台帳の整備を進めるほか、総合的な道路情報を網羅したSRIMS(相模原市道路情報管理システム)の管理・運用を行っている。また、道路環境の向上を図るため、美観を損ね、交通の支障にもなる不法占用物の除去に努めるなど、道路占用の適正化を進めている。

路線種別ごとの状況

(各年 3 月 31 日現在)

年	種別	路線数	延長(km)	舗装延長(km)	舗装率(%)
H25	国道	3	51.6	50.6	98.2
	県道	31	187.5	172.2	91.8
	市道	10,441	2,155.8	1,830.7	84.9
	合計	10,475	2,394.8	2,053.5	85.7
H26	国道	3	51.6	50.6	98.2
	県道	31	187.7	172.3	91.8
	市道	10,466	2,157.2	1,833.0	85.0
	合計	10,500	2,396.4	2,056.0	85.8
H27	国道	3	51.6	50.6	98.2
	県道	31	190.3	175.0	92.0
	市道	10,515	2,159.7	1,836.3	85.0
	合計	10,549	2,401.5	2,061.9	85.9

本市が管理しない国道 16 号、国道 20 号及び国道 468 号（首都圏中央連絡自動車道）を除く。

市道の認定・廃止路線状況

(各年 3 月 31 日現在)

年	認定			廃止			累計		
	路線数	延長(m)	面積(m ²)	路線数	延長(m)	面積(m ²)	路線数	延長(m)	面積(m ²)
H25	26	2,236	11,980	0	0	0	10,441	2,155,790	11,770,035
H26	36	3,487	18,562	11	2,303	4,382	10,466	2,157,198	11,798,413
H27	49	3,948	21,389	0	0	0	10,515	2,159,715	11,835,957

累計欄の延長及び面積は、区域変更分を含む。

2 占用物の適正化

道路は、車両の通行や人の往来などの交通の用に供されるばかりでなく、電柱、上下水道、ガス管など市民生活を支える占用物件を敷設する場所としての機能も担っており、特に近年では、都市景観や歩行者への安全配慮の観点から、電線共同溝による地下利用が進められている。

これら道路の占用については、道路法による許可が義務付けられている。

(1) 道路の占用許可 5,416 件

(2) 路上違反広告物の撤去・指導

道路上(電柱、街路樹等)に無許可で掲出されるはり札、立看板等の撤去を行い、街の美観の維持と不法占用の防止を図っている。

路上違反広告物の撤去状況

平成 26 年度撤去状況	撤去枚数
路上違反広告物追放推進員による撤去活動	175 枚
企業者による撤去	24 枚
職員による撤去	725 枚
合計	924 枚

平成 15 年 7 月に路上違反広告物追放推進員制度を発足

3 SRIMS(相模原市道路情報管理システム)の管理・運用

道路法に基づき調製される道路台帳（道路台帳平面図と調書）及び関係する各種図面等を電子化し一元管理することで、道路財産の適正な維持管理を行うとともに、各種地理関連業務の効率改善や市民サービスの向上を図るため「SRIMS(相模原市道路情報管理システム)」の管理・運用を行っている。

本システムで扱う道路台帳平面図等は、平成 17 年度から数値地形図入力編集ソフトウェアを作成し数値地形図化（デジタルデータ化）を進め、平成 25 年度で緑・中央・南土木事務所管内のデータ整備を終了した（平成 26 年度末現在、整備延長 1,823km）。

また、平成 26 年度からスマートフォンで市民が道路の危険箇所を通報できるシステムである道路通報アプリ「パッ！撮るん。」の稼働を開始し、各土木事務所で実施している道路パトロールにおいても活用している。今後、道路パトロールの結果を自動で SRIMS に取り込めるよう、システムの機能拡充を行う予定である。

4 道路補修

歩行者や車両が安心して通行できるよう、市民からの要望及び道路パトロールに基づいて国道（指定区間を除く。）県道及び市道の維持補修を行っている。

平成 26 年度の要望等の処理件数は、市全体で 8,458 件であり、比較的軽易なものについては、直営作業や業者委託により対応している。また、舗装の老朽化により段差が生じ、振動が発生している道路や、側溝が整備されていない道路については、舗装打換え等の維持補修工事を行っている。平成 26 年度は、93 箇所で維持補修工事を行った。

道路補修件数（平成 26 年度）

区 分(内 容)		件 数
路 面	敷 砂 利	185
	不 陸 整 正	74
	舗 装 道 補 修	3,949
側 溝	清 掃	678
	補 修	718
	甲 蓋 架 渡	62
その他	除 草	317
	残 土 処 理	375
	そ の 他	2,100
合 計		8,458

道路維持補修工事(舗装打換え、側溝敷設等)

年 度	H24 年度	H25 年度	H26 年度
箇 所 数	120	90	93
路 線 数	110	77	70
工事延長(m)	13,878.1	8,772.1	7,974.1

交通安全施設設置数

区 分	H24 年度	H25 年度	H26 年度
ガードレール(km)	0.92	0.63	0.43
カーブミラー(基)	140	85	86
道路標識(基)	36	21	19
道路照明灯(基)	61	9	17
区 画 線(km)	66.71	32.45	89.80

5 駅前広場、ペDESTロリアンデッキ昇降施設等の適正な管理

橋本駅、相模原駅、相模大野駅等の駅前広場の清掃や、ペDESTロリアンデッキに設けられたエレベーター、エスカレーター等昇降施設の保守点検等を（公社）相模原市シルバー人材センターや（公財）相模原市まち・みどり公社へ委託し、管理運営を行っている。

また、平成20年度からは、南昇降施設管理センター（相模大野駅）において、昇降施設の遠隔画像監視を一元管理している。

下水道事業

1 下水道事業の沿革と現況

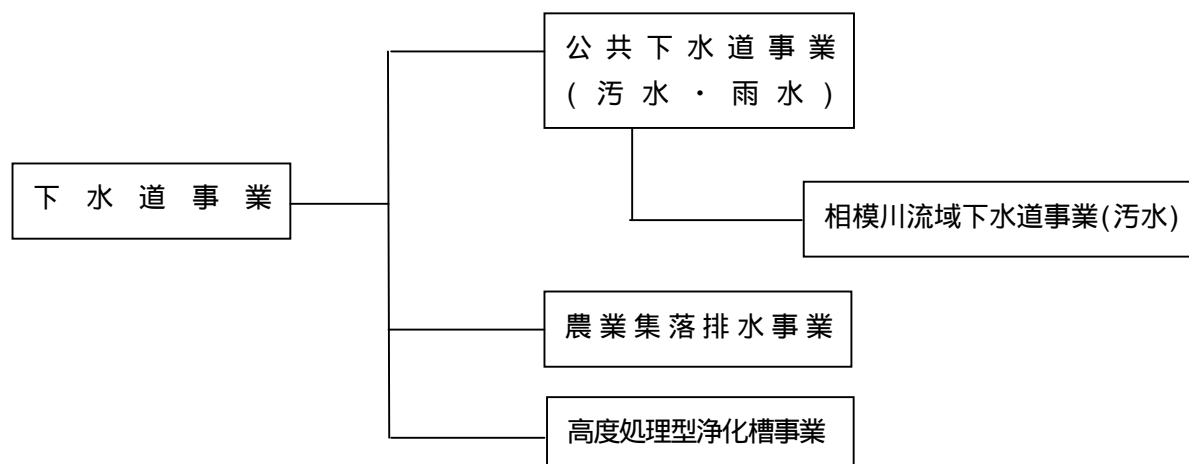
本市の下水道事業は、昭和42年度からJR相模原駅周辺を中心に、汚水と雨水を同一の下水管で排除する合流式により整備に着手し、その後、県が相模川流域下水道事業計画を策定したことから、同事業への参画に合わせて雨水と汚水を別々の下水管で排除する分流式へ変更した。

平成12年度末には、市街化区域のほぼ全域の汚水管整備が完了し、平成14年度からは、市街化調整区域の汚水管整備を進めている。

津久井湖・相模湖などの水源を抱える旧津久井4町との合併後は、旧4町の公共下水道整備区域を縮小し、新たに高度処理型浄化槽整備区域の指定を行い、両事業を並行して進めており、藤野地区の一部では農業集落排水処理施設で汚水処理を行っている。

雨水については、昭和40年代から浸水対策として雨水管整備に着手し、昭和50年代からは当該整備を補完するため、雨水調整池の整備にも着手した。

平成25年4月からは、下水道事業（公共下水道事業・農業集落排水事業・高度処理型浄化槽事業）の経営状況及び財政状況の明確化を図るため、地方公営企業法の一部適用により企業会計方式を導入し、経理を行うとともに、使用料体系の統一を図った。



2 公共下水道(汚水・雨水)

(1) 下水道基本計画

本市の下水道基本計画は、相模川流域下水道計画を上位計画として、次のとおり計画されている。

(汚水) [目標年次] 平成42年 [計画区域面積] 10,161.57ha [計画人口] 695,000人
 [排除方式] 分流式 [1人1日最大汚水量] 300ℓ/人・日 [1人1日平均汚水量] 240ℓ/人・日
 (雨水) [目標年次] 平成42年 [計画区域面積] 11,839.65ha [排水方式] 分流式

(2) 都市計画決定、都市計画法事業認可及び下水道法事業計画

ア 都市計画決定

名 称	排 水 面 積 (h a)	
相模原都市計画下水道第1号公共下水道	6,229	流域関連 全て分流式
相模原都市計画下水道第21号城山公共下水道	276	
津久井都市計画下水道第1号津久井公共下水道	295	
相模湖都市計画下水道第1号相模湖公共下水道	221	
相模湖都市計画下水道第10号藤野公共下水道	215	

イ 都市計画法事業認可

名 称	事業年度	総事業費 (億円)	排水面積 (ha)
相模原都市計画下水道第1号 公 共 下 水 道	昭和42年度～ 平成30年度	6,549	6,229
相模原都市計画下水道第21号 城 山 公 共 下 水 道	昭和51年度～ 平成30年度	213	276
津久井都市計画下水道第1号 津 久 井 公 共 下 水 道	平成元年度～ 平成30年度	195	282
相模湖都市計画下水道第1号 相 模 湖 公 共 下 水 道	平成元年度～ 平成30年度	143	221
相模湖都市計画下水道第10号 藤 野 公 共 下 水 道	平成元年度～ 平成30年度	124	215

ウ 下水道法事業計画

〔名称〕相模川流域関連相模原公共下水道(汚水)

名 称		排水面積(ha)	計画人口(人)
相 模 原 市		8,066.33	671,030
内 記	旧 相 模 原 市	6,672.57	612,731
	旧 城 山 町	345.09	18,932
	旧 津 久 井 町	484.07	21,882
	旧 相 模 湖 町	345.02	8,514
	旧 藤 野 町	219.58	8,971

〔名称〕相模川流域関連相模原公共下水道(雨水)

名 称		排水面積(ha)
相 模 原 市		7,594.85
内 訳	旧 相 模 原 市	6,672.57
	旧 城 山 町	276.10
	旧 津 久 井 町	209.28
	旧 相 模 湖 町	221.00
	旧 藤 野 町	215.90

(3) 整備状況

平成 26 年度末における汚水処理の整備面積は 7,529.9ha で人口普及率は 96.2%、市街化区域内(在日米陸軍相模総合補給廠及び相模原住宅地区を除く)雨水管きよの整備面積は 3,629.0ha で整備率は 55.8%となっている。

(4) 使用料

昭和 54 年 7 月 1 日からの処理開始に伴い、使用者から汚水の排水量に応じて使用料を徴収している。

また、平成 15 年 4 月からは、使用料の徴収事務を県企業庁に委託し、水道料金との一括納付制度としている。

使用料の状況

(毎年 3 月 31 日現在 税込)

	調定額(円)	収納額(円)	消費税率 (%)
平成 24 年度	8,241,408,438	6,812,174,719	5
平成 25 年度	9,010,427,882	7,357,341,965	5
平成 26 年度	9,097,049,886	7,423,707,639	8

(5) 受益者負担金及び分担金

昭和 43 年度から市街化区域における公共下水道(汚水)の整備費の一部に充てるため当該年度の整備区域内の土地所有者等から、権利を有する土地の面積に応じて受益者負担金を徴収している。

また、平成 14 年度からは市街化調整区域の整備費の一部に充てるため、同様に受益者分担金を徴収している。なお、旧津久井町、旧相模湖町及び旧藤野町の区域においては都市計画法に規定する区域区分の定めがないため、用途地域が定められている区域は負担金、その他の区域は分担金として徴収している。

受益者負担金の状況

(毎年3月31日現在 不課税)

	調定額(円)	収納額(円)
平成 24 年度	57,814,400	54,851,000
平成 25 年度	17,564,700	14,664,296
平成 26 年度	16,753,000	15,544,540

受益者分担金の状況

(毎年 3 月 31 日現在 不課税)

	調定額(円)	収納額(円)
平成 24 年度	43,315,500	42,525,200
平成 25 年度	46,868,900	36,960,500
平成 26 年度	18,854,900	15,284,350

(6) 水洗化の促進

ア 水洗化の状況

公共下水道の処理区域では、処理開始の日から 3 年以内にくみ取り便所を水洗便所に、また、浄化槽式の便所は速やかに公共下水道に流す方式に改造することが義務付けられており、平成 26 年度末には区域内人口 687,392 人のうち 679,656 人が水洗化し、水洗化率は 98.9%となっている。

イ 水洗化工事資金融資あっせん制度

水洗便所等への改造を促進するため、水洗化工事資金融資あっせん規則に基づき、改造資金の融資あっせんを行っており、市は取扱金融機関に資金を預託することで、貸付利率の軽減を図っている。

- ・融 資 額：改造工事費と改造のための給水工事費の合計額の範囲以内で、大便器 1 個につき 50 万円を
超えない額で 1 万円を単位とする。
- ・融資利率：2.50%(平成 8 年 4 月 1 日から)
- ・償還期間：42 か月以内

ウ 水洗化工事費特別助成制度

生活保護法による生活扶助を受けている方又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による生活支援給付を受けている方が水洗便所に改造する場合、予算の範囲内において改造工事費と改造のための給水工事費の合計額を助成金として交付している。

エ 水洗化普及指導・雨水誤接続改善指導

平成 7 年度から公共下水道整備済区域内における未水洗化家屋の訪問調査、水洗化普及指導及び相談業務を実施している。また、雨水誤接続の訪問調査、改善指導を平成 15 年度から実施している。

(7) 水質調査・指導

特定施設、除害施設に係る各種届出の受付審査業務

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
特定施設関係届出受付件数	118	93	113
除害施設関係届出受付件数	5	8	4
特定事業場数	577	578	573
除害施設設置事業場数	15	15	18

- 特定施設：酸又はアルカリによる表面処理施設など、下水道法により定められた有害物質を含む排水を生じる施設等
- 除害施設：特定施設からの下水や下水道の施設等に損傷を与える恐れのある下水を排除基準に適合するよう処理する施設

公共下水道処理区域内の事業場排水の水質調査

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
調査対象事業場数	81	80	82
調査対象事業場における調査件数	350	359	376
基準不適合の指導に対する改善事業場数	7	11	4

特定施設の設置等に対する立入検査

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
特定事業場への検査件数	23	30	29
除害施設設置事業場への検査件数	15	2	3

(8) ポンプ場

本市は一部山間部を除き平坦な地形であることから、汚水の自然流下が困難な地域においては自然流下が可能なところまで汚水を圧送しなければならないため、現在7箇所のポンプ場を設置している。

名 称	所 在 地	計画処理 面積(ha)	計画人口 (人)	計画汚水量 (m ³ /秒)	供用開始日
深堀ポンプ場	南区上鶴間3丁目21番1号	264.10	29,007	0.189	平成元年4月1日
古淵ポンプ場	南区古淵4丁目11番1号	48.30	5,916	0.037	平成5年4月1日
中和田ポンプ場	南区上鶴間本町9丁目51番4号	134.21	16,392	0.101	平成6年4月1日
中淵ポンプ場	中央区東淵野辺2丁目8番11号	67.13	6,491	0.040	平成8年4月1日
当麻ポンプ場	南区下溝1343番地1	745.38	47,285	0.305	平成8年10月1日
久所ポンプ場	中央区水郷田名4丁目1番1号	43.08	3,927	0.025	平成9年4月1日
本郷ポンプ場	緑区町屋2丁目10番1号	58.12	2,367	0.012	平成6年5月1日

(9) 合併処理浄化槽の設置補助

平成元年度から公共下水道の早期整備が見込めない区域において、専用住宅及び店舗等併用住宅(いずれも貸家及び販売目的のものを除く。)に設置する合併処理浄化槽の設置費の補助を行っている。

なお、平成25年7月1日から制度改正により、補助内容を変更した。

補助実績 (単位:基)

種 別	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
5 人 槽	27	6	0
6・7 人 槽	27	7	1
8 人 槽 以上	5	0	0
計	59	13	1

補助金額 (平成27年3月31日現在 単位:千円)

区 分	5人槽	6・7人槽	8人槽以上	備 考	
補助金額	変更前	600	770	1,000	
	変更後	362	444	578	単独処理浄化槽撤去あり
		332	414	548	単独処理浄化槽撤去なし

(10) 相模川流域下水道事業

相模川の水質保全及び水質源の確保を図る目的で、県及び関係11市町により昭和44年から事業着手した。翌年度には、城山町、平成元年度からは大磯町・津久井町・相模湖町・藤野町の4町が加わり、平成12年度には16市町(相模原市と旧津久井4町との合併により現在は12市町)の全てが処理を開始した。

本市の汚水が流入する左岸幹線、座間海老名幹線は全線が整備完了となっている。

ア 相模川流域下水道の計画概要

[排水面積] 左岸約 18,728ha 右岸約 11,869ha 計約 30,597ha [排水方法] 分流式・一部合流式

イ 相模川流域下水道事業負担金

県と相模川流域の12市町が建設費を負担し、県が整備を進めており、12市町の負担率は計画汚水量の比率によって定められている。

また、施設の維持管理に要する費用は、発生汚水量の比率によって負担額が定められている。

	平成24年度		平成25年度		平成26年度	
	負担率 (%)	負担額(千円)	負担率 (%)	負担額(千円)	負担率 (%)	負担額(千円)
建設費	32.31	292,625	32.65	316,487	32.65	204,995
維持管理費	35.56	2,160,392	37.62	2,566,968	36.62	2,695,864
計	-	2,453,017	-	2,883,455	-	2,900,859

3 雨水対策関連事業

(1) 雨水調整池の活用

公共下水道の雨水幹線の整備及びその流出先である河川の改修が未了であることから、雨水貯留施設として雨水調整池を活用し、雨水の流出抑制を図っている。

下水道事業者が管理する雨水調整池

(毎年3月31日現在)

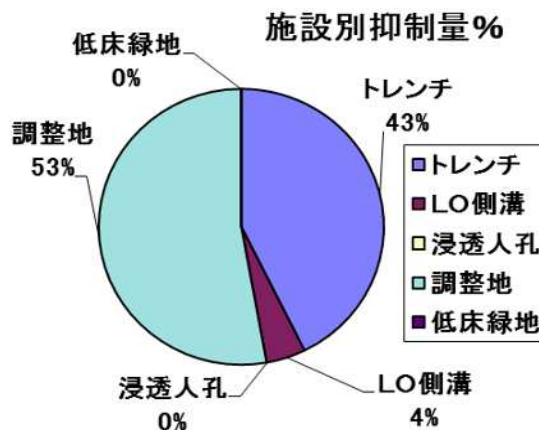
	平成24年度	平成25年度	平成26年度
管理箇所数	107	110	112
貯留量 (m ³)	311,425	450,960	451,601

(2) 雨水浸透施設の設置指導

開発行為等の場合は、区域内の雨水の適切な処理を行うため、開発規模に応じ雨水調整池や雨水浸透施設の設置指導を行っている。

平成26年度開発行為(許可)により設置された貯留浸透施設

	件数	開発面積 (m ²)	雨水抑制量 (m ³)
境川	38	84,861.6	3,437.6
相模川	16	26,975.6	1,154.2
八瀬川	0	0	0
鳩川分水路	8	9,651.4	400.2
鳩川	25	77,696.6	3,380.0
道保川	6	16,598.5	614.8
姥川	6	25,891.5	1,056.2
計	99	241,675.2	10,043.0



(3) 雨水浸透ます設置助成

雨水の流出抑制及び地下水の涵養等を図るため、一般住宅の新改築などの際に、宅地内に降った雨を地下に浸透させ、雨水の流出を抑えるための雨水浸透ますの設置を指導しており、平成13年4月からは雨水浸透ます設置費用の一部を助成する「雨水浸透ます設置助成金交付事業」制度を創設している。

また、平成18年4月からは、合流改善整備事業対象区域内において、公共汚水ますに雨水管が接続されている場合の雨水管の切離し及び敷地内に雨水浸透ますを設置する工事費用の一部を助成する「合流改善整備促進助成金交付事業」制度を創設し、市民の理解と協力を得てその促進に努めている。

助成金の交付状況

区分	平成24年度		平成25年度		平成26年度	
	件数	総額(千円)	件数	総額(千円)	件数	総額(千円)
新設	23	567	14	528	19	544
交換	2	20	1	40	1	20

4 農業集落排水事業

農業集落における生活環境の向上と公共用水域の水質保全等を図るため、緑区牧野に農業集落排水処理施設を整備し、平成8年4月1日から供用開始している。

(1) 事業概要

施設名	大久和排水処理施設 (大久和、中尾及び川上の一部が対象)
処理方法	連続流入間欠ばっ気方式+砂ろ過
処理対象排水	し尿及び生活雑排水
排除方式	分流式
処理戸数・人口	107戸・251人(平成27年4月1日現在)
計画区域面積	26ha(実質8ha)
計画汚水量	157 m ³ /日

(2) 使用料及び受益者分担金

使用料の状況

(毎年3月31日現在 税込)

	調定額(円)	収納額(円)	消費税率 (%)
平成24年度	3,303,761	2,869,568	5
平成25年度	4,204,676	3,630,152	5
平成26年度	3,112,142	2,597,180	8

受益者分担金の状況

平成22年度以降...賦課なし

5 高度処理型浄化槽事業

公共下水道が整備されていない津久井地域のダム集水区域では、窒素、リンなどを多く含む生活排水がダム湖へ流入し、夏季を中心に、これらが原因とされるアオコが発生して悪臭など生活環境や水

環境を悪化させる原因となっている。

こうしたことから、川や湖の水質保全を図るため、本市では、平成21年7月から下水道整備計画区域外の家屋を対象に、申請に基づき高度処理型浄化槽を設置し、維持管理を行う生活排水処理対策事業に着手した。

(1) 高度処理型浄化槽設置状況

(毎年3月31日現在 単位：基)

地 区	平成24年度	平成25年度	平成26年度
城 山 地 区	5 (1)	5 (0)	5 (0)
津 久 井 地 区	199 (39)	227 (28)	246 (19)
相 模 湖 地 区	29 (2)	37 (8)	42 (5)
藤 野 地 区	114 (40)	157 (43)	223 (66)
計	347 (82)	426 (79)	516 (90)

()内は当該年度設置基数

(2) 使用料及び受益者分担金

使用料の状況

(毎年3月31日現在 税込)

	調定額(円)	収納額(円)	消費税率 (%)
平成24年度	11,574,439	9,633,029	5
平成25年度	15,938,857	13,394,538	5
平成26年度	17,748,059	14,854,289	8

受益者分担金の状況

(毎年3月31日現在 不課税)

	調定額(円)	収納額(円)
平成24年度	14,152,000	14,001,600
平成25年度	14,819,100	11,836,190
平成26年度	10,266,400	8,670,700

河 川 整 備

1 河川等の状況

市域を流れる主な河川は、次のとおりである。

河川改修については、各河川の管理者が実施するほか、神奈川県管理区間の一部において、都市基盤河川改修事業として市が改修工事を実施している。

河川区分等

河川名	河川区分等	区 間	管 理 者
相 模 川	一 級	山梨県界～座間市界	神 奈 川 県
早 戸 川	一 級	蛙沢川合流点～中津川合流点	神奈川県 1
串 川	一 級	根無沢合流点～相模川合流点	神 奈 川 県
道 志 川	一 級	山梨県界～相模川合流点	神 奈 川 県
秋 山 川	一 級	山梨県界～相模川合流点	神 奈 川 県
金 山 川	一 級	山梨県界～秋山川合流点	神 奈 川 県
鳩 川	準 用	内出橋下流端～千年橋上流端	相 模 原 市
	一 級	千年橋上流端～姥川合流点	神 奈 川 県
		姥川合流点～鳩川分水路との分派点	神奈川県 2
		鳩川分水路との分派点～座間市界	神 奈 川 県
鳩川分水路	一 級	鳩川からの分派点～相模川合流点	神奈川県 2
鳩川隧道分水路	一 級	鳩川からの分派点～相模川合流点	神 奈 川 県
道 保 川	一 級	古山暗渠上流端～鳩川合流点	神奈川県 2
八 瀬 川	準 用	相模川第 9 雨水幹線分派点～相模川合流点	相 模 原 市
姥 川	準 用	姥川第 1 雨水幹線の吐口～鳩川合流点	相 模 原 市
境 川	二 級	緑区川尻地内～根岸橋上流端	神 奈 川 県
		根岸橋上流端～大和市界	東 京 都
小 松 川	二 級	緑区川尻地内松風橋～境川合流点	神 奈 川 県
本 沢	二 級	緑区川尻地内砂防堰～境川合流点	神 奈 川 県

1 一部国土交通省管理

2 都市基盤河川改修事業として相模原市が改修工事を実施

2 鳩川改修

鳩川は、川尻付近に源を発し、上九沢、上溝地区等を経て、下溝地区で姥川、道保川と合流する。その後、鳩川分水路、鳩川隧道分水路によって一部が相模川に注ぎ、座間市を経て海老名市で相模川に流入している。

千年橋上流端から相模川合流点までは、一級河川として県が管理し、内出橋下流端から千年橋上流端までは準用河川（昭和 53 年 10 月指定）として市が管理している。

姥川合流点から国道 129 号バイパス交点までの区間を県が砂防指定地に指定し、このうち準用河川区間を含む姥川合流点から西之根橋の区間では県の砂防事業による暫定改修が行われている。

県管理区間のうち鳩川分水路から姥川合流点までの約 1.4 km 区間において、都市基盤河川改修事業として市が実施した改修工事は完了している。また、準用河川区間のうち西之根橋から上流については、昭和 54 年度に市が事業着手し、橋りょう架け替えを含む河川改修を実施しており、現在、西内出橋下流部において改修事業を進めている。

3 鳩川分水路改修

昭和 54 年 4 月に一級河川に指定された旧鳩川分水路は老朽化し、流入能力に不足をきたしていた。鳩川、姥川、道保川流域で見込まれる開発によって必要となる流入能力に対応した新分水路を建設するため、県との協定により、昭和 54 年度に事業着手し、昭和 63 年度に通水した。平成元年 5 月、新たに建設された鳩川分水路が一級河川に指定されたことに伴い、旧鳩川分水路は鳩川隧道分水路と改称し、一級河川として引き続き県が管理している。

4 道保川改修

道保川は上溝地区の丸崎付近に源を發し、横山丘陵の斜面樹林に沿って流れながら、下溝地区で鳩川と合流する延長約 3.7 km の自然環境豊かな河川である。

昭和 54 年 4 月、鳩川合流点から古山暗渠までの約 2.5 km 区間が一級河川に指定され、平成元年には建設省から「ふるさとの川モデル河川」の指定を受けた。平成 4 年には、この指定に基づき策定した「ふるさとの川整備計画」(県道 52 号(相模原町田)の県道暗渠から鳩川合流点までの約 1.4 km 区間)が認定され、平成 12 年度に最下流部の泉橋架け替えを含む護岸改修に着手し、現在、良好な水辺空間の形成を図るとともに、動植物の生息環境に配慮した多自然川づくりによる改修事業を進めている。

5 八瀬川改修

八瀬川は、田名地区の堀之内に源を發し、相模川へ合流する自然環境豊かな河川である。

昭和 56 年には県道 52 号(相模原町田)から相模川合流点までの約 1.5 km 区間を、昭和 63 年には、県道 52 号(相模原町田)から相模川第 9 雨水幹線分派点までの約 3.5 km 区間を準用河川に指定し、現在、県道 52 号(相模原町田)の上下流において、治水と河川環境とを整合させた改修事業を進めている。

6 姥川改修

姥川は、上溝 1 丁目を上流端とし、横山丘陵の山際を流れ、下溝地内の天応院付近で鳩川と合流する延長約 6.5 km の河川である。平成 17 年 3 月に都市下水路から準用河川への指定を行った。

本河川は市中央部から北部にかけての浸水防止対策として計画され、昭和 34 年から昭和 47 年にかけて改修を行った。昭和 58 年度からは、時間雨量 51 ミリに対応する再改修を行っており、現在、上溝のせどむら橋上流部において改修事業を進めている。

簡 易 水 道 事 業

1 青根簡易水道事業

(1) 概要

青根簡易水道事業は、宮ヶ瀬ダム関連工事に伴い、既存水源の枯渇が懸念されたため、安定的な飲料水を確保する目的で、国が補償工事として新たな水源の確保や浄水場等の基幹施設の整備を行い、旧津久井町が引継ぎ、平成 15 年 4 月より供用開始された施設で、平成 18 年 3 月 20 日の合併により、市の水道事業として維持管理を行っている。

(2) 浄水場所在地

相模原市緑区青根 2187 番地 2

(3) 水道事業体名

相模原市青根簡易水道事業

(4) 計画給水人口

計画給水人口 930 人

現在給水人口 651 人 (平成 27 年 4 月 1 日現在)

(5) 水源

道志川支流の神ノ川エビラ沢 (伏流水)

予備水源として高瀬野水源がある。

(6) 1日平均給水量

平成 26 年度の 1 日平均給水量は約 877 m³/日

(7) 配水施設 (容量・仕様等)

- ア 青根浄水場 : 膜ろ過施設 (浄水能力 1,100 m³/日) ・ 浄水池 816 m³
- イ 荒井配水池 : 320 m³
- ウ 橋津原配水池 : 120 m³
- エ 音久和配水池 : 120 m³
- オ 中間貯留槽 (原水) : 580 m³
- カ エビラ沢取水場 : 伏流水取水施設 ・ 取水ポンプ

(8) 水道法の適用

青根浄水場では水道法で定められた浄水の供給と給水栓での残留塩素濃度 0.1 mg/L 以上の確保を目標に運転している。

(9) 水質検査計画

毎年、水質検査計画書を作成し、原水水質並びに浄水水質について登録検査機関へ水質試験を委託し、結果について公表している。

2 藤野簡易水道事業

(1) 概要

藤野簡易水道は、葛原 (とずらはら) 及び牧野中央 (まぎのちゅうおう) 簡易水道の 2 事業を運営している。葛原は昭和 46 年 4 月から給水を開始し、平成 24 年 3 月 15 日付で神奈川県への認可を受け、日向地区を給水区域に編入して管路や配水池等整備を図っていくことにしている。牧野中央は平成 15 年 4 月に公営水道として給水を開始し、平成 23 年 12 月 28 日付で同県の認可を受け、馬本・吉原、伏馬田及び奥牧野簡易水道並びに周辺小規模水道との統合整備を進めており、広域化による事業の効率化を図っている。

(2) 浄水場所在地

葛原 相模原市緑区名倉 1804 番地 8

牧野中央 相模原市緑区牧野 4208 番地 6 (大久和)

相模原市緑区牧野 6852 番地 1 (栗久保)

相模原市緑区牧野 2256 番地 (篠原)

相模原市緑区牧野 12737 番地 (伏馬田)

相模原市緑区牧野 8911 番地 1 (奥牧野)

(3) 水道事業体名

相模原市藤野簡易水道事業

(4) 計画給水人口

計画給水人口 葛原：300人 牧野中央：1,178人

現在給水人口 葛原：267人 牧野中央：976人(平成27年4月1日現在)

(5) 水源

葛原：湧水 牧野中央：深井戸(4箇所)、湧水(1箇所)

(6) 1日平均給水量

平成26年度の1日平均給水量 葛原：約57 m³/日 牧野中央：約171 m³/日

(7) 配水施設(容量・仕様等)

ア 葛原配水池(浄水施設併設=塩素滅菌のみ)	:	150 m ³
イ 篠原配水池(浄水施設併設=塩素滅菌のみ)	:	95 m ³
ウ 大久和配水池(浄水施設併設=塩素滅菌のみ)	:	110 m ³
エ 栗久保配水池(浄水施設併設=塩素滅菌のみ)	:	25 m ³
オ 伏馬田配水池(膜ろ過施設:浄水能力37 m ³ /日)	:	57 m ³
カ 奥牧野配水池(浄水施設併設=塩素滅菌のみ)	:	51 m ³

(8) 水道法の適用

藤野簡易水道事業では水道法で定められた浄水の供給と給水栓での残留塩素濃度0.1 mg/L以上の確保を目標に運営している。

(9) 水質検査計画

毎年、水質検査計画書を作成し、原水水質並びに浄水水質について登録検査機関へ水質試験を委託し結果について公表している。